

令和 8 年度

水路草刈等業務委託仕様書

環境下水道部 下水道課

## 水路草刈等業務委託仕様書

### 1. 業務目的

本業務は、用水路の機能を適正に維持管理することを目的とし、本市が決定した箇所の水路草刈業務・水路スクリーン清掃・水路泥上業務を実施するものである。

### 2. 適用

本仕様書は、「水路草刈等業務委託」に適用する。  
本仕様書に定めのない事項については、本市監督員（以下「監督員」という）と協議により決定するものとする。

### 3. 委託業務場所および業務数量（別紙位置図・数量一覧表参照）

#### ・水路草刈業務

守口市佐太西町 2 丁目 1 番先 他 57 箇所  
年 2 回 面積  $13,084 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 回} = 27,186 \text{ m}^2$  (No.26 一部：3回)

#### ・水路スクリーン清掃業務

守口市佐太中町 7 丁目 14 番先 他 23 箇所  
清掃回数 131 回

#### ・水路泥上業務

守口市八雲西町 1 丁目 40 番先 ㊸番  
 $L=84.0\text{m}$  土量  $8.4\text{m}^3 \times 2 \text{ 回} = 16.8\text{m}^3$

### 4. 業務委託期間

本業務委託期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

### 5. 関係法規等の遵守

受注者は、業務を実施するにあたり、契約により義務付けられた労働関係法令等を遵守しなければならない。

### 6. 業務実施に関する留意事項

・本業務の実施箇所および回数は別紙数量一覧表を基準とするが、実施時期については監督職員と協議すること。

また、住民等の要望により、監督職員より指示があった場合は優先的に対応すること。

・本業務により発生した草、ゴミ等は一般廃棄物として、受注者において適切に処分すること。

ただし、守口市クリーンセンターに持ち込む場合は、事前に連絡（打合せ）を行うこと。

また、「守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例」を遵守のうえ搬入すること。その際、搬入状況が確認出来る写真撮影をするとともに、搬入先・搬入日・搬入量等の必要事項を明記した「収集運搬報告書」を提出すること。

また、草刈業務範囲内の空き缶・ペットボトル等の清掃についても本業務に含まれるものとする。処分については受注者により適切に処分すること。

上記以外の大型ゴミ等については、監督職員に報告し、その指示に従うこと。

- ・草刈等実施後、周辺道路等の清掃を実施し、運搬する際は飛散しないように防止策を講じること。

#### 7. 作業時の確認

監督職員は随時に作業の確認を実施することができる。その場合受注者は必ず立ち会わなければならない。

#### 8. 住民等との協調

受注者は、業務に関して市民から苦情・要望等を受けた場合は、遅滞なく監督員に申し出て、その指示を受け誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告しなければならない。

受注者は、業務の実施にあたり、あらかじめ地元住民の理解と協力を求めなければならない

#### 9. 現場体制

- ・受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい作業を行わせなければならない。
- ・受注者は適正な業務の進捗を図るとともに、そのために十分な数の作業員を配置すること。

#### 10. 損害賠償及び補償等について

受注者は、本業務の実施にあたり、住民、家屋など第三者に損害をきたした時は、ただちに監督員に報告しその指示を受けるとともに、誠意をもって対処し、補償等については受注者の責任において対処しなければならない。

#### 11. 閉庁日の業務

本市本庁の閉庁日に業務を行うときは、あらかじめその作業内容及び作業時間等について、書面をもって監督員の承諾を得ること。

#### 12. 安全管理

- ・受注者は、作業に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること
- ・事故防止を図るため、安全管理については作業計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- ・現場の作業環境は常に良好な状態を保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- ・作業中は常時現場周辺の居住者及び通行人の安全に配慮するとともに、交通等の円滑な処理に努めるなど、現場の保安対策を十分講ずること。

#### 13. 局地的な大雨に対する安全対策等について

水路内に立ち入り作業をする場合は、局地的な大雨により急激な水量の増加、水位の上昇により思わぬ事故を招く恐れがあることから、作業の安全確保のための対策を図ること。受注者は対象となる作業箇所がある場合は、現場作業員への周知徹底を図ることとする。

「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（案）」参照

14. 報告書の提出について

草刈業務については前期・後期各業務完了後、スクリーン清掃業務については毎月 1 回、泥上げ業務については前期・後期各業務完了後了後すみやかに報告書として提出すること（実施箇所ごとの施工前・施工中・施工後の写真等）

15. 疑義の決定

本仕様書に関して疑義が生じたとき、また本仕様書に定めのない事項について協議を必要とする場合は、速やかに監督員に報告し、双方が協議のうえ定めるものとする。